

＜仮称＞第3期赤穂市子ども・子育て支援事業計画の策定について

- ▶ 現行の「第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で最終年度を迎えるため、引き続き社会状況の変化に対応した子育て支援施策を計画的に推進するため、「＜仮称＞第3期赤穂市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、各計画と連携しながら切れ目のない子育て支援施策の充実を図る。
- ▶ 令和5年4月1日に施行された「こども基本法」において、市町村は、国の「こども大綱」と「都道府県こども計画」を勘案した、「市町村こども計画」を策定することが努力義務化されている。
- ▶ 以上のことから、本市は、令和7年度から令和11年度までの5年間を期間とする計画については、「＜仮称＞第3期赤穂市子ども・子育て支援事業計画」と「市町村こども計画」を一体的に策定することとする。

第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画について

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」を一体的に策定するとともに、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村子どもの貧困対策計画」を包含した計画として位置付けている。

市町村子ども・子育て支援事業計画

【義務】

5年間の計画期間における幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制について、現在の利用状況や今後の利用希望を踏まえて「量の見込み」(需要)を設定し、利用定員の確保目標と確保方策を設定する。

市町村次世代育成支援行動計画

【任意】

次代の社会を担う子どものための各種施策の内容や施策目標を設定する。

市町村子どもの貧困対策計画

【努力義務】

子どもの貧困対策に関する各種政策の内容や施策目標を設定する。

第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法
子ども・子育て支援事業
計画

次世代育成支援対策推進
法
次世代育成支援行動計画

子どもの貧困対策の推進
に関する法律
子どもの貧困対策計画

市町村こども計画について

こども基本法(令和5年4月1日施行)

目的(第1条)

次代の社会を担う全てのこども※が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

※こども…年齢にとらわれず、年齢でサポートが途切れないよう、心と身体の発達の過程にある人

こども大綱(第9条)

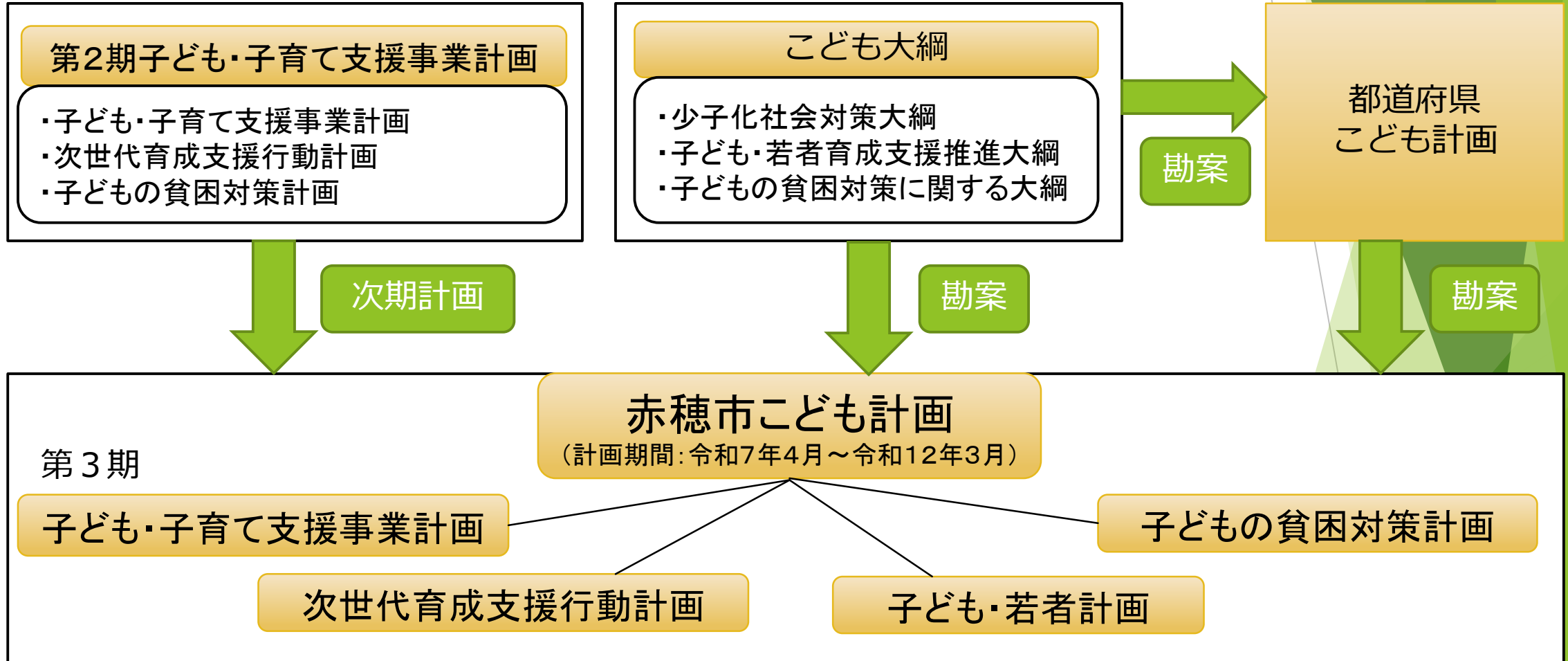
政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱を定めなければならない。

こども大綱は、こども施策に関する基本的な方針・重要事項、こども施策推進に必要な事項のほか、これまで別々に作成・推進されてきた「少子化社会対策大綱」、「子ども・若者育成支援推進大綱」、「子どもの貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、こども政策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めている。

市町村こども計画(第10条)

市町村は「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案し、「市町村こども計画」を定めるよう努めることとされており、子ども・若者計画、子どもの貧困対策計画、その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関するもの(市町村子ども・子育て支援事業計画等)と一体のものとして作成することができる。

次期計画について



次期計画策定のための調査について

1. 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

調査の目的

次期計画の策定にあたり、教育・保育及び地域の子育て支援事業の利用状況を把握し、将来の「量の見込み」を推計するとともに、本市の子育て支援施策の充実を図るため、子育て世帯のニーズや意識を把握するための調査を実施する。

調査対象

- | | |
|--------------------|----------------------------|
| ・就学前児童の保護者 | 約1,100人（H30調査 有効回答率 77.1%） |
| ・小学1～5年生の保護者 | 約1,500人（H30調査 有効回答率 95.2%） |
| ・小学4年生、6年生、中学1年生児童 | 約1,200人（今回から実施） |

調査方法

- | | |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------|
| ・就学前児童の保護者 | } 学校園所を通じて配布（未就園児等の一部は郵送）
WEB回答を原則とし、紙の場合は学校園所で回収
学校配布、WEB回答 |
| ・小学1～5年生の保護者 | |
| ・小学4年生、6年生、中学1年生児童 | |

調査票の構成

前回調査を基本としつつ、トレンドや政策動向、地域の実情等についても考慮しながら、全国共通で量の見込みを算出する項目と、赤穂市の子育て支援の現状把握や施策推進につながる項目について実施する。

次期計画策定のための調査について

2. 子どもの生活実態調査

調査の目的

子どもの生活環境、家庭が抱えている困難、ヤングケアラーの実態などを把握し、子どもの貧困等に関する今後の施策推進のための基礎調査を実施する。

調査対象

- ・小学5年生、中学2年生、高校2年生の子ども 約1,200人
 - ・小学5年生、中学2年生、高校2年生の保護者 約1,200人
- ※R元年調査は、小学5年生、中学2年生の子どもと保護者を全てペアで学校回収。回収率53.6%

調査方法

- ・小学5年生、中学2年生は学校配布、子どもはWEB回答、保護者はWEB回答を原則とし、紙の場合は学校で回収
- ・高校2年生は、郵送配布、子ども、保護者ともWEB回答を原則とし、紙の場合は郵送による回収

3. 調査実施スケジュール

- ・1月下旬～2月初旬 調査票の配布
- ・2月中旬ごろ 調査票の回収
- ・3月下旬 第2回子ども・子育て会議開催(調査報告(速報版))